床下用撹拌・換気システムの設置方法について

株式会社アルトピア
技術部

　最近お客様から、アルトピアの大引き吊り下げ設置型の換気システムや撹拌送風システムについて、「他社製の、ただ床下に置くタイプとどっちが良いの？」　・・・というご質問を頂きます。

　他メーカーの考えはわかりませんが、アルトピアの床下用換気システムは、大切なお住まいの床下を湿害（結露・カビの発生等）から守るために設計・製造されており、その目的達成のために、あえて大引きや根太への吊り下げ設置方式を採用しています。
　他にもいくつかの理由はございますが、中でも重要なポイントをご説明いたします。

　平成１２年（２０００年）４月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」、いわゆる「品確法」が施行されました。その主旨は以下の３点です。

1. 新築住宅の基本構造部分の瑕疵担保責任期間を「１０年間義務化」すること
2. 様々な住宅の性能をわかりやすく表示する「住宅性能表示制度」を制定すること
3. トラブルを迅速に解決するための「指定住宅紛争処理機関」を整備すること

　住宅問題の解決のために国土交通省によって制定された法律であり、そしてその実現のために、さまざまな住宅の性能や瑕疵を評価するための基準として発行されているのが、「日本住宅性能表示基準・評価方法基準　技術解説」です。

　まさに現代建築のマニュアル本でもあり、ほぼ全ての住宅がこの基準をもとに設計されていると言っても過言ではありません。
　その文中、「３．劣化の軽減に関すること　告示３－１（３）イ①」の項に床下の構造基準が示され、その解説の中に次のような記述がございますのでご紹介します。（左図は２０１５年度版）

『③　床下が常に乾燥している状態を保つために、換気口はできるだけ高い位置に設ける』
（図３－１１参照）

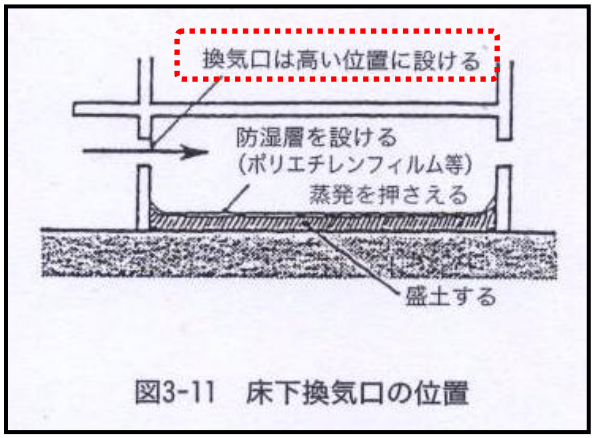

図3-11　床下換気口の位置

建築士・設計士の方はよくご存知のことですが、住宅の床下は湿気から床や土台、大引を含む「床材」を守るため、通風ルートは、床下空間の「できるだけ高い位置」に設けられているのです。

そして、床下の高い場所＝床材付近の高さの自然通風を改善・助長することこそ、機械式床下用換気システム設置の目的、そして効果に他なりません。

ですから「床下に置いてある換気扇（据え置き型）」を見ると、首をかしげてしまう建築士や専門家が多いのも事実です。なぜ、中基礎などの通風の妨げがある基礎の底部で、あえて送風や換気をしているのか。効率が悪いのではないか。住宅性能・評価基準の考え方と違っているのではないか・・・

また設置場所によって作用・効果が変化してしまう換気扇を、固定もせず、ただ置いてきてしまうのは、通風効果だけでなく、内線規定（屋内電気配線工事の規定）の観点からみても、危険であると弊社は考えます。

床下環境改善のプロであるはずの工事業者や床置き型換気扇のメーカーが、１５年以上も前に制定された住宅床下構造の技術基準について、「知らない」というのはありえないことですが、それでは一体、どのような効果や法的根拠を裏づけとして、据え置きによる換気・送風を行っているのか、弊社としては疑問を感じずにはいられません。

以上のようなことから、アルトピアでは大引き等への吊り下げ固定ができない何らかの理由が無い限り、住宅の床下構造にマッチした吊り下げ設置方式を推奨しています。そして弊社の床下用換気システムは、弊社設計方針にご賛同頂いたハウスメーカー・ビルダー様の住宅における多数の使用実績により、その効果や安全性も実証されております。ぜひご安心してご使用頂ければと思います。

2015/10/10©